

R9年度環境保全型農業直接支払交付金 要望調査について

近年、農業分野では地球温暖化防止や生物多様性保全について積極的に取り組むことが求められています。そこで、四万十町では有機農業や堆肥の施用など、環境にやさしい農業を実践する農家に対して、支援（交付金の交付）を行っています。

令和9年度に支援を希望される方は、ご連絡をお願いします。**なお、事業内容や単価等は変更となる場合があります。**

■ 交付対象となる方

- ① 複数の農業者、または集落活動組織などの地域住民等で構成される団体（※活動に取り組む農業者が「2名以上」含まれていることが必要）
- ② 複数の農業者で構成されている法人（農業生産法人など）

■ 申請に必要な要件

- ① 生産した農産物を「販売すること」を目的として農業を行っていること（自家消費用は対象外）
- ② 「みどりのチェックシート」に基づく、環境配慮への取り組みを実施・記録すること
- ③ みどり認定を取得していること（みどり認定とは化学肥料・農薬の使用低減などに取り組む農業者の認定制度です。）

■ 事業全体の流れ

事業説明会 (5月)	事業説明会と計画策定に向けてのヒアリングへの参加
活動計画書提出 (6月30日〆切)	活動内容とほ場位置を記載した計画を期限までに提出 ※活動実施前に必ず提出する必要があるのでお気を付けてください。
交付申請 (9月)	町からの計画認定後、補助金の交付申請書類の提出
活動状況報告 (12月)	取組の実績と書類の確認のためのヒアリングへの参加 ※取組の写真・伝票・みどりのチェックシート等を必ず指定する期日までに提出してください。
交付金振り込み (翌年3月)	町からの振り込みを確認後、取組農家への補助金の分配と実績書類の提出 ※年度内中の処理を必ずお願いします。

(裏面へ)

■ 対象となる取組及び交付単価

対象活動	交付金の額 (10a 当たり)
(緑肥の施用) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動（以下「5割低減」という。）と緑肥の施用を組み合わせた取組	5,000 円以内
(堆肥の施用) 5割低減と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	3,600 円以内
(炭の投入) 5割低減と炭の投入を組み合わせた取組	5,000 円以内
(総合防除の取組) 5割低減と総合防除を組み合わせた取組（※農政局長が別に定める作物を除く。）	4,000 円以内
(有機農業の取組) (※農政局長が別に定める作物を除く。)	14,000 円以内 (うち、炭素貯留効果の高い有機農業を実践する場合に限り、2,000 円を加算)
【取組拡大加算】 有機農業の取組の拡大に向けた活動	4,000 円以内

※農政局長が別に定める作物→そば、雑穀、飼料作物等。これらの作物の場合は交付単価が減額となります。

※要望額が予算を上回った場合、補助金額が減額となる場合があります。

■ 相談期日（下記の電話番号にお問い合わせください）

令和 8 年 8 月 28 日（金）まで

※既に本交付金を活用されている団体につきましては連絡不要です